



無料体験からの勧誘にご注意！

電気治療器に関する相談が寄せられました。

問合 消費生活センター（ステーションNビル3階） ☎753・5555

相談

2カ月前からスーパーの空きスペースで電気治療器の無料体験をやっている。興味があり、1回30分の体験を毎日受けた。同年代の高齢者が集まり、健康の話も面白く楽しかった。商品の陳列はなく、時間指定で来場者を入れ「電気治療器は肩こりに効く」「がんもよくなる」という話もあった。ある日、店員から「この店は月末で終了する。60万円の治療器だが、在庫の1台のみ、30万円で販売する」と勧められた。家で使えるし半額になるので買うことにした。頭金10万円を現金払いし残りはクレジットカードの分割払いで契約した。治療器は受け取ったが、1週間たっても契約書や治療器の保証書はもらえず、そもそも本当に必要なのか不安になった。「返品したい」と申し出たら、返品はできるがクーリング・オフの期間が過ぎていたので違約金として商品価格の1割（3万円）を請求された。

健康に役立つ講習や治療器などの無料体験や、日用品の安売りなどで閉め切った会場に消費者を集め、盛り上げた雰囲気の中、気分を高揚させて冷静な判断ができなくなった状態で高額な商品を契約させる手口を「催眠商法」「SF商法」といいます。事例のようにスーパーなどの空きスペースに一定期間だけ出店するケースが多くみられます。

この商法は、特定商取引法の「訪問販売」に該当し、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフができます。事例の場合、8日間の期間は過ぎていましたが、契約書面を受け取っていないだったので、書面不交付によりクーリング・オフができます。そのため違約金は必要ないと助言しました。相談者が業者に助言内容を伝えたところ、違約金なしで返品できました。

業者の言うことを信じて高齢者が会場に出向き購入する背景には、健康面や孤独感などさまざまな要因が考えられます。健康や不安をあおる話が出ても、その場で決めず、家族や周りの人に相談することが大切です。



健康相談



池田市歯科医師会 検索



総入れ歯を作ったのですが、全体的に痛くて噛みにくいです。柔らかい材料でできた入れ歯はありますか？



義歯（入れ歯）を修理して、裏側に柔らかいシリコンを貼り付けること

は可能です。原則として作成から6カ月以上経過した下顎総義歯（全ての歯が入れ歯）のみ保険治療でできます。骨の吸収が著しい場合や粘膜が菲薄な場合などに認められています。保険治療の場合は間接法での作業となるため、いったん義歯を歯科医院に預ける必要があります。部分床義歯と上顎総義歯については自費治療となります。

